

女 性 と 船

益 田 庄 三

(一) 女は船に乗せない

〈女は船に乗せない〉という風習は、家船生活を主とする漁民や、魚介・海草類の採捕を主とする漁業部落、更には、養殖・網漁業を主とする一部の漁業部落を除き、全国各地の漁業部落に広く分布している。この風習は、船玉の嫉妬説・女性の不浄説・遭難の縁起説などに由来する。すなわち、(一)船の神体は女性であるから、船に女を乗せると、船玉様が嫉妬されて、漁を授けて下さらないとする心意作用、(二)月事・妊娠・出産などの生理現象を伴う女性が、神体の宿る船に乗るのを不浄とする心意作用、(三)女の生理現象に伴う血と、海上遭難に伴う血との縁起、換言すれば、女を船に乗せると遭難するという心意作用、などに基づいている。この風習は、昭和三〇年代以降の今日でも、漁業収入によって生計を維持している住民が圧倒的に多い漁業部落、漁勢の盛んな漁業部落などでは、根強い拘束力をもっており、住民の思考や行動を規制している。女性が海上で漁撈作業を行なうのを常態としている漁業部落でも、女性の乗船を禁止している他の多くの漁業部落と同様、〈赤不浄〉(血の忌)の観念が存続していて、月事・出産などの特定期間、該当者は日常行為の一部を制限されている。

〈続日本紀〉(卷二五)・天平宝字一〇月の次のくだりは、〈女は船に乗せない〉という風習の発生との関連において把握する限り、意義深いものがある。

左兵衛佐正七位板振鎌束。至自渤海。以擲人於海。勘当下獄(中略)。使鎌束便為船師。送新福等發遣。事畢歸日。我学生高内弓。其妻高氏。及男広成。緑児一人。乳母一人。並入唐学問僧戒融優婆塞一人。転自渤海相隨歸朝。海中遭風所向迷方。柁師水手為波所没。干時鎌束議曰。異方婦女今在船上。又此優婆塞異於衆人。一食数粒。経日不飢。風漂之灾未必不由此也。乃使水手撮内弓妻并緑児乳母優婆塞四人。挙而擲海。風勢猶猛。漂流十余日。着隠岐国。

この物語は、渤海からの帰途、船が遭難したので、船頭が同乗の婦女子を海中に投げるといふ挙に出て、全員遭難の危難から免れた。ところが、くだんの船頭は、人間を海中に投じたかどで、投獄されたという筋である。この物語で注目したいのは、何故船頭が婦女子などを海中に投ずるといふ挙に出たかという点である。船頭がこの挙に出る決意をしたのは、〈海中遭風所向迷方〉という事実と、〈異方婦女今在船上〉・〈優婆塞異於衆人〉との間に、因果関係が存在するものと判断し、海神の怒りをやわらげようとしたものと思われる。婦女子を船に乗せると、何故海神は怒るかという疑問であるが、これについては、同乗の婦女子が緑児・乳母

・産婦である点に注目すべきであろう。奈良・平安時代は〈けがれ意識〉が極めて強かった。血の忌期間中の婦女子は昇殿を許されず、忌がかかれば、殿中行事すら中止ないし延期されるのが通例であった。官位をもつくだんの船頭は、当然、この種の知識をもっていたものと思われる。船頭は、緑児・乳母・その母親など、忌期間中であるかも知れない婦女子を船に乗せて、海をけがしたことが、海神の怒りを招く一因になったと判断したのかも知れない。

〈搜神記〉に次のくだりがある。

江蘇省呉郡の太守張璞の娘が、父と都へ帰る途中、廬山を通りかかった。その際、娘は女中とともに、山中の廟を見物に行った。女中が廟の神像を指さしながら、「これをお嬢様のお婿様にしましょうね」と冗談をいった。その夜、璞の妻の夢に廬山の神が現われ、婚約の品をさし出した。妻はあまりの不思議さに目を覚して考え込んでいた。その様子を見ていた女中は、山中の廟でのいきさつを話した。これを聞いて妻は恐しくなり、夫をせきたててすぐに船を出させた。ところが、川の中ほどまでに来たら、船が急に進まなくなった。乗っていた者は皆震え上り、それぞれの持物を水中へ投げ入れたが、それでも船は進まない。その内誰かが、〈お嬢様を投げ込め〉といったら、船が動き出した。そこで一同は、〈神様のお心はもうはっきりしているのです。一人の娘のために、一門を滅ぼすことはいかがなものでしょうか〉といったので、璞は二人の娘（女中を含む）を一門の身代りに立てることを決意し、妻に命じて水面にむしろを敷かせ、その上に娘たちをのせた。かくて船は進むことを得た。川に投げ込まれたはずの二人の娘は、一足先きに対岸へ無事ついていった。それは、廬山の神が璞の義理の厚い心に敬服して、使者を遣わし、二人の娘をそっくり返したからである。（干宝・搜神記・卷五、竹田晃訳・八一～二頁）。私がこの説話で注目したいのは、中国ではすでに六朝時代から、竜神の怒りをやわらげるために、水中に娘を投げ込んで、船を進ませることがあったという点である。換言すれば、〈けがれ意識〉とは関係なく、〈若い婦女子を生贄〉として差し出すことによって、竜神を慰めようとした点である。

女性の乗船禁忌の風習が存続している漁業部落では、(一)船下しの際、特定の女性が神事に参与する目的で乗船する場合、(二)旧三月三日の浜遊びなどのように、毎年定期的に催される特殊な宗教行事に参加する場合、(三)漁船が交通機関としての機能を臨時に果たす場合、などを除いては、漁船には女を乗せないことにしている。ただし、(一)新潟県佐渡の外海府のように、妊婦は一人身であっても、実は二人身であるから（胎児を加える）、妊婦に限り、女性の乗船を許しているところもある。(二)やむを得ない事情で一人の女性を船に乗せる場合、東京都八丈島のように、別の女の写真一枚を持たせるという条件付きのところもある（柳田国男・海村生活の研究・三五二頁）。(三)この外、人形をもって乗るか、鏡をもって乗れば、二人乗ったことになるといっているところもある（牧田茂・海の民俗学・二二五頁）。女を一人乗せると、船玉様はやきもちをやかれるが、女が二人も乗っていれば、船頭と女との間に、間違いもおきないだろうといって、船玉様も大目にみて下さるという発想に基づいてる。香川県櫃石島では、船たでに使用するたで棒は、〈船玉様の長刀だ〉という俗信がある。女性が船に乗れば、船玉様にこの長刀で追い払われるといわれている（アチックミュージアムノート・一七・瀬戸内海島嶼巡訪日記・三三頁）。高知県室戸岬では、漁船に便を貸してくれと頼んでも、相手が女であれば絶対に乗せない。鮮魚運搬船（いわゆるナマセン）でも、女の乗船を極度に嫌う。ただし、一人の女が便を頼んだ場合は、頑強に拒否するが、二人以上の女が頼んだ場合は、不思議に、

女性と船

気前よく乗せてくれることもある。長崎県大林では、縫切網附属船の曳船は、交通機関に代用することがあるので、この船に限り、女の乗船は嫌わない。ところが、網船と灯船に限り、絶対に、女は乗せないことにしている。大林では、縫切網でとれた鰯を、沖に停船している運搬船から受取るために伝馬船を利用する。その伝馬船を操るのは、例外なく女性である。従って、女性も船に乗っている。それにも拘らず、網船と灯船に限り、女性は乗せないことにしている。五島列島の他の縫切網漁村では、網船や灯船に女が乗って、漁撈作業に従事しているところもある（男子労働力の不足を補充しているわけ）。こうした事情から、特定の船に限り、女の乗船を忌避する風習に対し、大林の若い漁師はかなり批判的である。

三重県賢浦でも、大林とほぼ同じことがいえる。賢浦では、原則として、女は船に乗せない。ただし、二人以上の場合、この限りではないと知っている。ところが、たとえ二人以上でも、女は絶対に乗せない船がある。七〇名の漁民の株組織で運営されているボラ網組には、一二隻の附属船がある。その内二隻の網船には、網組の大将と副大将が乗ることになっている。この船に限り、女は絶対に乗せない。たとえ、波止場に繫留されていても、右の網船には、女は乗ってはいけないとされている。鳥根県隠岐島の浦郷にある巾着網の灯船は、時として、交通機関の代用になる。その場合に限り、灯船に女が乗ることもある。同県益田市沖合の高島でも、漁船が交通機関として、本土との人や物の移動に使用されることがあるので、女も漁船に乗ることはある。しかし、それはむしろ例外である。平素は漁船に女を乗せない。ただし、某家の老婆（六九才・昭和三五年現地調査時現在）は、息子と一緒に船に乗り込み、毎日イカ釣りに出ている。高島で女が船に乗り、漁撈作業に従事しているのは、この人だけである。他には誰もいない。この老婆の父親には、男の子が一人もいなかった。老婆は子供の時から、父親に連れられて漁に出ていた。こうした家庭の特殊事情から、今日なお息子と一緒に出漁している。新潟県佐渡の両津市願では、〈船玉様は女だから、女も船に乗ってよい〉と知っている。因みに、願部落では、ノリ・ワカメ・モズクなど、海草類の採取が盛んであり、その収益は昭和四一年現在、一戸平均四～五〇万円にのぼっている。しかもこの仕事には、婦女子が中心的役割を果している。石川県七尾市石崎では、通常、女は船に乗らない。ただし、二～三人単位で操業する場合、その内一人が病気・その他の都合で乗船・操業できない時に限り、不足労働力を補充する意味で、臨時に、婦女子を乗船・操業させることがある。

富山県魚津では、個人ないし家族単位で操業する場合、昔は、船に女を乗せてはいけないと知っていた。ところが、今日では、乗せてもかまわないと知っている。これなども、不足労働力を補充するための措置である。他方、多数者の共同労働によって運営される大謀網では、今日といえども、女の乗船・操業を許していない。特に網船には、如何なる事情があろうと、女が乗るのを拒否し続けている。〈網がけがれて、漁がなくなる〉というのが、その理由である。秋田県船川町では、〈船玉さんがやきもちをやかれるから、船には女を乗せない〉と知っている。青森県東通村尻屋でも、〈船の神様は女神様だから、女は船に乗せない〉と知ってい

る。同県六ヶ所村泊では、男の労働力が不足していた戦時中は、女もイカ釣り船に乗っていたが、今日では、女の乗船・操業を嫌っている。宮城県鮎川町では、家族単位で操業するタコ壺漁に限り、人手が足りない家では、夫婦で操業している。同県網地島長渡では、〈女を乗せると機関がとまる〉とあって、女が船に乗るのを嫌っている。福島県江名町では、北洋サケ・マス漁船、三陸沖のサンマ漁船、南方のマグロ延縄漁船などの大型船には、女は絶対に乗せない。〈女を乗せると、船がけがれて漁がない〉とっている。

(二) 女に漁具を跨がせない

女の乗船を禁止しているところでは、女が漁船に乗るのを忌み嫌うだけでなく、漁網・漁具など、特定の生産手段の取扱いに至るまで、女の関与を避けることがある。女の乗船を矢筈しくいわないところでも、漁具を女に跨がれるのを嫌っている。漁師が、〈漁具を女に跨がれるのを嫌う〉のは、〈不浄な身である女に、漁具がけがされた〉と観念し、その漁具を使っても、漁がないと信じているからである。愛媛県西宇和郡神松名村明神では、漁にでかける際、女に出会うと、〈女に出会った〉というただそれだけの理由で、不漁になるとさえいわれている（昭和三六年・同地出身の学生より聞取）。北海道幌別では、沖へ出掛ける前夜は、船の傍の砂上に寝、絶対に夫婦同衾はしなかったといわれている（アチックミュージ엄・北海道幌別漁村生活誌・一四六頁）。島根県片句・大阪府小島・青森県板柳などでは、女も男にまじって、漁撈作業や海藻採集を行なっている。従って、女の乗船は忌まない。ところが、〈女が釣道具や櫓を跨いだりすると嫌う〉。島根県和江では、昔から小型底曳網漁業と延縄漁業が盛んである。前者は数名の共同操業であるが、後者は完全な個人操業である。女が底曳網のロープなどを不用意に跨いだりすると、矢筈しく怒鳴り散らす漁師もいるが、見て見ぬ振りをする漁師もいる。漁師がみつけて叱っても、女の方から、〈女が跨げばかえって仕事もはずみ、まんがえーぢゃないの、そう叱りなさんな〉とあって、漁師の方が逆にしてやられることもあるので、気の弱い漁師は、あまり矢筈しくいわない。ところが、親方経営の共同漁撈と異なって、個人経営の延縄漁業の場合、漁師は、女の不謹慎な行動を、見て見ぬ振りをするような寛大さを示さない。〈女が跨いだりするからマンが悪い〉とあって、怒鳴り散らす漁師が多い。同じことが静岡県妻良の釣漁師についてもいえる。妻良でも、網・釣竿・釣糸・釣箱などを女が跨ぐと、漁がないとあって嫌う。一〇才前後までの小娘や、老婆が跨いだ時は、あまり気にしないが、月経のある女が跨いだ時は気にする。流し釣の場合、テグスがよく岩にひっかかって切れることがある。たまたま当日又は前日、そのテグスを若い女が跨いだことがあるとすれば、〈女が跨いだから切れたんだ〉とあって気にする。流し釣りのテグスは、数十尋に及ぶ長いものである。しかも、僅かな間隔をおいて、小さなオモリを沢山つけなければならないので、一本の流し釣の釣糸を作るのに、一週間から一〇日もかかる。その上、かなりのお金をかけて作るので、それを女に跨がれた漁師が、腹を立てるのは無理もない。〈釣糸を女に跨がれると、

女性と船

塩をまいて浄めたい気がする」と、二〇代の青年漁師でも、真面目にいつている。それを妻が跨いだりすると、大変なことになる。妻をなぐったり、けったりする者もあり、一日中立腹して、ぶつぶつ妻にあたり散らす者もいる。そのテグスを女に跨がれたことをすっかり忘れ去ってしまうまでは、釣糸が岩にひっかかったり、漁がない時などは、<矢張りこのテグスは縁起が悪い>といて、何時までも気にする。

高知県室戸岬では、生理日の女はけがれているから、釣道具を跨ぐものではないと教え込まれている。秋田県船川町・青森県東通村尻屋でも、女が漁具を跨ぐのを嫌っている。富山県魚津では、大謀の鰯網を女が跨ぐのを極度に嫌っている。福井県三方町神子では、忙しい時には、鰯定置の網仕事を女に手伝わせることもあるが、その際でも、女には網をふませないように注意している。更に、女は纜にふれるものではないとされている。島根県隠岐島の都万では、纜を女が切るのを極度に嫌っている。とりわけ、妻がこれを切ると、夫に対する離婚の意志表示とされるほどである（柳田国男・海村生活の研究・三五二頁）。宮城県網地島長渡では、纜は船主か船長が切ることになっている。宮城県女川町を根拠地とする三重県のカツオ釣船団でも、出港を見送る乗組員（その多くは女川町で雇入れる）の妻が、纜を手にするのを忌み嫌っている。万一、船長又は漁撈長がその現場を見付けると、本人を海中に突き落すことがある。

北海道幌別の漁民は、出漁前夜、夫婦同衾を避け、船の傍の砂上に寝ることもあったとする報告の紹介を、本文でしておいた。こうした<出漁前の禁欲生活>の事例は、未開種族の間にもみられる。

ヌートカ・サウンド (Nootka-Sound) の土人は、捕鯨の始まる一週間前、酋長とその船員たちは、ほんの僅かしか食物をとらずに節食し、毎日数回、入水して沐浴する。この期間中は、妻と如何なる交渉ももってはいならないとされている (Lévy-Bruhl, *Lés fonctions mentales dan les société inférieures*, 1910, p.276-277)

マラガスカル人 (Malagasy) の捕鯨業者にも、同じ種類の掟が守られている。海へ出て行く前八日間断食し、女と酒を遠ざけている。カロリン群島 (Caroline group) 内のウアップ島 (Island of Uap) では、漁民は六週間から八週間ずつ、全漁期を通じ、きびしい禁欲生活を続ける。漁期中、陸にいる時は何時でも男子の集会所 (men's clubhouse) で暮さなければならない。如何なる口実を設けようとも、自分の家を訪れたり、妻は勿論のこと、凡そ女と名をつく者の顔を見てもならない。妻・母・娘などが、彼に何かを持って来たり、何か話をしに来た場合は、男たちの集会所に背を向け、海岸の方に向いて立っていなければならない。そうすれば、漁夫は集会所から出て行って、彼女と話をしても差支えなく、背を彼女の方に向けたままであるならば、彼女の持参したものを受取ってもかまわない。漁夫たちは、自分たちの集会所に属さない他の男たちと踊ったり、歌ったりすることもできない。彼らは彼らだけですごし、かつ、一切沈黙を守らなければならない。このような禁忌事項を厳格に守り、身を浄めることによって、今までに捕獲した魚族、又は、これから捕獲しようとする魚族の霊の恐怖 (fear of the spirit) を断ち切ってしまうことが、漁を成功させる必須条件とされている (Sir James George Frazer, *The Golden Bough, A Study in Magic and Religion*, 1933, pp.217-218).

アッサム (Assam) のある種族は、作物と性的行為との関係に注目し、農作物の刈り入れ前に、少しでも性的不節制 (incontinence) があれば、全収穫を損なうと信じている (S. J. G. Frazer, *Psyche's Task*, 1913, pp.45).

日本の上代でも、刈り入れ前の性的行為は慎しむべきことであったと見え、「秋田刈る仮廬をつくり廬してあるらむ君を見むよしもがも」(万葉集巻第一〇・二二四八)、「鶴が音の聞ゆる田井に廬してわれ旅にありと妹に告げこそ」(右同書・同巻・二二四九)などの歌がある。

(三) 妊・産婦の別火・別居生活

女性は平素でさえ、漁船や漁具にとって、禁忌の対象になるほどであるから、妊娠・出産・月経時の女性に対しては、漁民は一層、種々な行動規制を要求する。夫もまた、これに同調して、自分の行動を慎しむようにする。血を不浄とする観念、換言すれば、赤不浄の特色として先ず指摘すべきは、月経時の女、及び妊・産婦の〈別火・別居生活〉である。愛媛県高井神島では、月経時の女や妊・産婦が、一定期間こもる小屋を〈テンノカ部屋〉(テンノカとは月経の意)という。五・六軒の家が共同で、この部屋を一棟ずつ持っていた(アチックミュージアムノート・一七・前掲書・九八頁)。三重県和具町間崎でも、近年まで、部落共同の産屋があった(昭和三六年・筆者現地調査)。福井県小浜市犬熊には、まだ産小屋が残っている。愛知県日間賀島では、便所内の一定区画の板の間にカマドを据えて、月経時の女の別居・別食の場所としていた(瀬川清子・日間賀島民俗誌・二八頁)。同じく愛知県篠島では(室町時代には伊勢の神宮領に属し、今日でも、島でとれた鯛を神宮に奉納している)、大正初年頃まで、神領をけがすといって、女性は月経期間中、仮屋に入り、精進していた(日本電建出版部・朗・昭和三六年七月号による)。香川県伊吹島では、今でも固い家では、月経時の女は母屋に起居させず、納屋に別居させる習慣が残っている(読売新聞・昭和二五年一〇月二一日)。

別火・別居生活をする女性には、その期間中、種々な行動規制がみられた。家の内外の神に近づくことを禁じられたり、月経時の女の汚物の洗濯場所は、特定の地点に限定されていたところもある。岡山県真鍋島では、部落の前面の海は船付場になっており、〈神の宿る海〉とされている。従って、女の汚物は、必ず部落の裏側の磯でこっそり洗うことになっていた(ただし、昭和一〇年代以前のこと)。別火・別居生活の期間がすめば、直ちに母家に帰るわけではない。裏側の海で身を浄め、沐浴しなければならなかった(昭和二五年・筆者現地調査)。愛知県日間賀島では、単に沐浴するだけでなく、月経の終わった者のいる家から、先ずお茶を貰って飲み、然る後に、家族との共食が許されていた(瀬川清子・前掲書)。伊豆七島の青ヶ島には、〈ミコ〉と呼ばれる既婚の婦人祈禱師が一七名いる。このミコたちは、血の忌を重視し、他人の家を訪ねる際は、挨拶代りに、家族に生理中の者がいるか否かを先ず聞く。若し生理中の者がいれば、その家では、火を使ったものは一切食べないことにしている(サンデー毎日・昭和二九年二月五日号)。青森県下北郡六ヶ所村泊では、お産は〈ネビヤ〉です(ネビヤは一間か一間半四方の狭い部屋。窓硝子が一枚入っている程度の薄暗い場所。万年床である。藁を敷き、その上に布団を一枚のべている程度。春と秋の年二回掃除する)。近年産婆が来るようになったが、戦時中は、このネビヤの天井に縄を吊し、それにすがって産むのが一般であっ

女性と船

た。戦時中の産婦は、ネビヤで一〇日位すごし、それをすませてから、家族との共食生活に復した。今日では（昭和四一年）、二〇日間位ネビヤ生活を続けている。この期間中、産婦の面倒は一切母親がみており、食事は母親が運んで来る。主人はこの部屋へ入ってはならないことになっている。

これは農村の事例であるが、山形県小国町大宮（一六世帯・約一〇〇人）では、一三五〇年来の慣行に従って、今日なお、〈ウブヤ〉・〈ヨゴレヤ〉と呼ばれるお産専用の小屋で、お産をしている。和銅五年（七一二）に、この地に〈大宮子易神社〉ができてから、〈大宮は神の清らかな土地だ。お産でけがすのは悪い〉とあって、右のような別棟でお産をするようになったという。〈ウブヤ〉でお産をし、一週間ここですごす。この間、部落の人々が交代で食事を運ぶことにしている。〈四ソク・二ソク〉とあって、産婦はこの間、肉や卵は食べない。〈ウブヤ〉を出て家へ帰る時は、〈お天道さまにあたるとバチがあたる〉とあって、日中をさけ、夜明け前に赤ン坊をだいて帰ることにしている（昭和四〇年一月八日・朝日新聞）。

月経時の女の扱いにおいてかくの如くであるから、産婦に対する扱いや、その夫である漁師の行動は、一層慎重になる。香川県伊吹島では、古くから、月経時の女や産婦の別火・別居部屋として、〈デビヤ〉（出部屋）があった。近年、皇后陛下からの御下賜金を戴いたので、それを基金にして、約二〇名を収容できる洋風造りの町営産院をもつようになった。産院といっても、ここでお産をするのではない。産婦は出産の翌日頃、自分で赤児を抱いてここへ来る。島の老医横山氏の話によれば、「出産後間もなく、急な路を歩いて産院へ行くのは、まことに危険であるから、幾度か注意したが、陰陽の迷信に基づいて入院の日柄を選ぶので、日が良ければ出産当日でも産院へ入って来る。しかし、こうした無理が原因して、死んだという産婦は、不思議に今までに一名もいない」とのことである（アチックミュージ엄ノート・一七・前掲書・一〇七頁）。産婦の入院期間は二〇日から三〇日ぐらいである。その間の産婦の食料は自宅から持参することもあるが、多くは親類の者が持って来てくれる。産院の別棟に釜屋がある。産婦はここで自ら炊事をし、赤子と共に、完全に別火・別居生活を行なう（右同書・同頁）。伊豆の青ヶ島では、産婦は四五日間別居生活を行なうことになっている。この期間中の産婦は、家族は勿論のこと、生れたばかりの赤子の顔すらみることができない（前掲のサンデー毎日）。愛知県日間賀島では、生れた子供の男女の別によって、別火・別居期間に長短の差がみられた（男の子は五〇日間、女の子は三一日間であった）。その理由は、男子は成長すると、効験あらたかな神様に参るから、親が特に敬ってやるという考えに基づいている。別火・別居期間中は、部屋を〈オシメ〉で張りめぐらし、他の者が出入するのを禁じている（瀬川清子・前掲書・三八頁）。産婦の隔離生活を行なう慣習の見られないところでは、平素の夫婦の寝室が産室になる。この場合でも、徳島県瀬戸村のように、産婦が血の忌期間中、部屋の外へ出る場合、普通の出入口を利用せず、窮屈な小窓から出入することになっているところもある（柳田国男編・民俗学辞典・一九八～一九九頁）。別火・別居期間が過ぎた産婦は、身を海水で浄め、かつ、炊事道具を綺麗に洗い、しかる後に、家族との共食生活に戻る。

(四) 産婦の夫の漁止め

産婦の隔離生活と、産婦に要求される各種の行動規制に関連して注目すべきは、家族、就中、産婦の夫の行動規制である。平素は女の乗船を忌み嫌う漁業部落でも、妻が出産すれば、逆に、その〈夫の乗船を忌避〉する風習をもつ部落が少なくない。これは、不浄のかかっている漁師が乗船し、漁撈作業に従事すれば、不思議に不漁になるという俗信に基づいている。産婦の夫の漁止めが、社会規範として要求されるようになると共に、他の漁師も、産婦のいる家に入出するのを規制するようになる。個人単位の操業を主とする漁業従事者には、この種の行動規制はあまり強く発現していないが、共同作業を必要とする網漁業では、産婦の夫の漁止め習俗は、侮り難い拘束力をもっている。以下、その具体例を若干示してみよう（事例の内、引用文献名を示していないものは、筆者が現地調査によって採集したものである）。

1. 北海道幌別

男子出産の場合は三日間、女子出産の場合は一週間休漁する。お見舞に行った場合、家の中へ入って話をすることはできるが、その家で煙草を吸ったり、お茶を飲んで是不ならぬとされている（アチックミュージアム・北海道幌別漁村生活誌・六〇頁）。

2. 岩手県重茂村

産婦の夫は一週間出漁しない。出産見舞に来る者は、家の中へ入ると血の忌がかかるので、決して家の中へは入らない。家の外から言葉をかける程度である（柳田国男・海村生活の研究・三六八頁）。

3. 宮城県女川町

遠洋漁船の乗組員は、妻が出産すれば、三日間家へ帰らない。その間は船に泊る。もし家へ帰れば、産の忌がかかるので、乗船できないことになっている。

4. 福島県江名町

遠洋漁船の乗組員は、妻が出産すれば、一週間漁に出られない。だから乗組員は、妻が出産しても、自分の家へは帰らないことにしている。帰れば、一週間足留めをくい、一航海の操業・賃銀をふいにすることになる。

5. 石川県石崎

ここでは、妻が出産しても、夫は出漁することになっている。

6. 福井県神子

常神半島に位置する西浦五区（塩坂越・遊子・小川・神子・常神）は、今日なお（昭和四一年調査時現在）、戸数の増加を抑制しており、古くから続いている一定戸数で、大敷網を共有・経営している。神子もその例に洩れない。神子では、妻が出産しても、夫はこの定置網に出ることになっている。出産の忌で休まされると、労働力が不足するというのが、その主な理由である。

女 性 と 船

7. 京都府浜詰

出産すれば、血の不浄が漁具や主人にかかるのをおそれて、漁具を浄めて他家へ預けたり、主人は毎朝海に入って沐浴する（柳田国男編・海村生活の研究・三六七頁）。

8. 島根県高島

妻が出産しても釣漁には出るが、不思議に漁はない。

9. 高知県室戸岬

妻が妊娠すれば漁があるが、出産すれば漁がないといわれている。だから、妻が出産すれば、原則としてヒアケまで、夫は家に入らないことにしている。ただし、あまり漁がない時は、それほどでもない。すなわち、夫の弟（未婚・兄と同居・漁業従事）は家に寝泊りをし、兄の妻や家族と食事を共にするが、夫だけは他家に泊り、他家で食事をする。ところが、漁がある時分は、夫である兄だけでなく、弟も家には入らない。

10. 岡山県田之浦

妻が出産すれば、そばに男はいるものではないといわれているので、漁に出ることになっている。ところが、あまり釣れないらしい。

11. 鹿児島県黒島

曾ては、部落全体が産の忌にこもり、野外の作業には一切出なかった（柳田国男編・民俗学辞典・二四七頁）。

(五) ま と め

今日の漁民の間にみられる〈忌みけがれ意識〉を理解するためには、平安・鎌倉時代の忌みけがれ意識にまで、遡ってみる必要がある。〈雑穢事〉・〈九条年中行事〉・〈小野宮年中行事〉などによると、〈穢事〉として次の諸点が指摘されている。

一人死忌三〇日

一産忌七日

一喫肉弔喪問病忌三日

一触失火所者忌七日

一宮女懐妊者。散齋之前退出

一宮女有月事。祭日之前退下宿廬。不上殿

一宮女懐妊并有月事者。三月九月潔齋之前退出

一甲処有穢。乙入其処。乙及同処人皆為穢。丙入乙処。只一人身為穢。同処人不為穢。乙入丙処。同処人皆為穢。丁入丙処不為穢

これによれば、〈産の忌七日〉という慣行は、すでに平安時代に確立していたことがわかる。死者を弔ったり、病人を見舞った本人は、三日間の忌に服さなければならなかっただけでなく、その本人の家族までも、けがれることになっていた。けがれている家を訪ねた人まで

も、けがれた身になる。更に又、けがれている者が他家を訪れると、その家もまた、全員がけがれることになっていた。けがれ意識がここまで徹底していると、けがれている人は、けがれない人との接触をできるだけ慎しむようにしなければならず、けがれない人も、けがれている人との接触を忌避するようになるのは当然であろう。平安時代の文芸作品・その他に、門を固くとぎして、物忌みをするというくだりが随所に出てくるのは、このような事情の一端を示している（物忌みには、この外、陰陽師・修験者・夢解きなどによるものや、宗教上の物忌みなどがあつた）。「人人出入。一切停止之。向後御物忌。可守此式之云云」（吾妻鏡卷二六・貞応二年五月一四日）とあるように、物忌みには、人々の出入は固く禁じられていたし、「御物忌之時。惣不出御他殿舎中。諸事於簾中有之」（禁秘抄下）とあるように、天皇さえも、物忌の時は、他の殿舎へ出入されなかつたほどであるから、「明日は物いみなるを、門つよくさゝせよ」（かげろふの日記中・初冠）という作法が、一般化するのはいまでもなからう。ところが、門を固くとぎすといつても、それはあくまでも程度の問題であつて、度を越すとかえつて、思わぬ不幸を招くこともあつた。物忌みの日に、親しい友人を家に泊めたおかげで、こもっていた当人は、他から入つた盗賊に殺されずにすんだという事例もあるし（今昔物語卷二九・平貞盛朝臣、於法師家射取盗人語第五）、逆に、物忌みの日に門を開けたばかりに、隠れ陰陽師に呪い殺されたという事例もある（今昔物語卷二四第一八）。

「立ちながらなどものして、いかにぞなどもある」（かげろふ日記中・蓮のみひともと）。これは、病気のけがれを忌むために、家に上りこまず、門口もしくは戸口に立ちながら、病氣見舞をしているさまを述べたものである。「おこなひもせばやとおもふ、今宵より不浄なることあるべし、これ人いむということなるを……」（かげろふの日記下・桶のふたら）。これは、「あいにく今宵から月のものをみることになりそうである。仏事に月の障りは忌むというが」というほどの意味である。これによれば、当時、月事の女は、仏事を忌む風があつたことがわかる。〈小野宮年中行事六月〉のくだりに、「朔日。内膳司供忌火御飯事。内膳司度進物所々。調供干物二種。土器高三寸許。早旦御粥以前。付采女供之。女房若侍臣伝供。用御大盤一脚。於大床子御座供。着服及有月事之人不供」とある。これによれば、月事の女房は御膳部の奉仕を慎しむことになっていたことがわかる。「昨日なん、たひらかにものせらるめる。けがらひもやいむとてなん」（かげろふの日記上・妬たぎ産屋）。これは、「平安に出産もすんだ。産穢を忌むことだろうから訪ねない」というほどの意である。早速、産見舞に行つてやりたいけれども、七日という産穢があるので、思うようにならないという心境がうかがえる。

月事の女や産穢を忌む風は、血を不浄とする意識に基づく。当時の赤不浄は人間の血だけでなく、動物の血もその対象になっていた。〈日本三代実録〉所収の次の諸例は、これを物語っている。

一大被於建礼門前。以宮内省有馬死穢（卷六）

一天皇不御神嘉殿。以主殿寮有狐死穢。而官人參入御在所也（卷七）

一大炊寮有_二犬産穢_一。仍停_二御燈之齋_一（卷一一）

内裏有_二犬産穢_一。仍停_二奉伊勢太神宮幣使_一（卷一八）

赤不浄の観念は外国にも広く分布している。マレーのルゼンピラン (Rusembilan) の漁村では、産婦は四〇日間、特定の部屋又は幕を張った場所で休ませることにしている。そこでは火をたかない。更に祈禱 (bang) の時やシャーマン (bomo) を呼ぶ場合を除いては、誰もそこへ入ることは許されない (Thomas M. Frazer, *Rusembilan; A Malay Fishing Village in Southern Thailand*, 1962, pp. 195-196).

ギリシャのカリムノス (Calymnos) の島では、月経中の女は井戸へ水汲みに行ってはいけないし、川を横切っても、海へ入ってもいけない。彼女が船に乗っていると、暴風雨をまき起すとさえいわれている。ヨーロッパの諸地方では、月経中の女が酒倉に入ると、ビールがすっぱくなると信じられている。彼女がビール・ブドウ酒・酢・牛乳にさわると、みんな腐ってしまい、ジャムをつくっても長くもたないといわれている。ベーリング海峡のエスキモー人 (Esquimaux) は、もし漁師が月経中の女に近づくと、獲物をとらえることができなくなると信じている。オリノコ (Orinoco) のグアイクィリー人 (Guayquiries) の間では、月経中の女が何かものを踏むと、何でも皆死んでしまう。その女が通ったところを男が踏むと、忽ち、足がはれ上ってしまうといわれている。レバノン (Lebanon) の農民の間では、月経中の女の影は、咲いている花を凋ませたり、樹を枯らしたり、蛇が動いていても、それを止めたりする力をもっている。馬に乗れば、その馬は死んでしまうとさえいわれている。東アフリカのアククユ人 (Akikuyu) の間では、新しい家を建てても、その家の妻が最初の火をそこでたく時に、たまたま月経中であると、その家は翌日早速こわさなければならなかった。その女は、どんなことがあっても、第二夜をその家で明かしてはならない。若しその家で明かせば、とんでもないわがわがが起るといわれている。スマトラのミンガカバウ人 (Minangkabauers) は、月経中の女が稲田の附近に来ると、農作物が害をうけるといっている。オーストラリアのアルンタ人 (Arunta) は、月経中の女がイルリアクラ (irriakura) の球根 (主要食糧) を採取するのを禁じている。月経中の女がこの定めを破ると球根の供給は絶えるといっている (Sir James George Frazer, *The Golden Bough, A Study in Magic and Religion*, 1933, pp. 603-606).

オーストラリアのある黒人の女は、月経期間中、男の使用するものに触れたり、男が往来する道路を歩くことを禁じられていた。もしこの禁を犯す者がいれば、その女は殺されることになっていた。ある男が、自分の毛布の上に月経中の妻が横たわっていたのを見つけたので、妻を殺したが、自分自身も恐怖にかられて、二週間後に死んでしまった (ibid. pp. 207). コスタ・リカ (Costa Rica) のブリブリ人 (Bribri Indians) は、月経中の女を不浄とみなし、食事のために彼女が使用してよいものは、皿がわりのバナナの葉だけであった。その葉も、用がすめば特別な場所に捨てることにしていた。その葉を牛が見つけて食べると、その牛は次第に衰弱して死ぬといっている (ibid. pp. 208).

このように、月経中の女が太陽を見たり、ものに触れたりすると、その女が具有する危険な力、ないしは破壊的な影響力によって、忽ちそのものは生命力を失うか、災難・危害を他に及ぼすならば、月経中の女から、そのような神秘的な力が発生するのを防止して、身の安全をはかろうとする配慮がなされるのは自然である。デネ人 (Déné) とアメリカ諸部族 (American tribes) の間では、月経中の女は、他の村人たちの眼のとどかぬ小屋の中に、ただ一人で住まなければならなかった。月経中の女に対する扱いがこのようであれば、妊・産婦に対する扱いは、一層慎重になる。タヒチ (Tahiti) では、分娩した女は、二週間から三週間、神聖な土地に建てられた仮小屋に隔離される。この期間中、産婦は食物に触れることが禁じられているので、他人に食べさせてもらう。この期間中に、産婦以外の者が赤ん坊にふれると、その人は産婦と同様、種々の行動規制の対象になる。アラスカ沖のカヂヤク島 (Kadiak) では、出産の迫った女は、葦でつくった粗末な小屋に退いて、そこで出産後二〇日間

隔離生活をする。食物は、棒の先きにつけて差出されるものを食べる。ブリブリ人 (Bribri Indians) も、産褥の汚穢 (pollution of childbed) を月経のそれよりはるかに危険なものみなしている。分娩が近いことがわかると、妊婦はそのことを夫に告げる。夫は大急ぎで、妻のために淋しい処に小屋を建ててやる。彼女はそこで、ただ一人で暮す。お産がすむと、呪医 (medicine-man) は彼女に息を吹きかけ、手当り次第の一匹の動物を、彼女の体の上ののせて、清めの儀式を行なうことにしている。家族とは一ヶ月間隔離生活を行なう。もし流産したり死産すると、ことは一層重大になり、汚穢ははるかにおそるべきものとなる、この場合、産婦は生きた人間の近くへは絶対に行ってはいけないので、食物は長い棒の先きにつけて渡される。こうした生活は三週間も続く (ibid. pp. 208-209).

他面、女はその神秘・不可思議な力によって幸運をもたらし、多産を確実にするとして、漁期始めに、処女が漁網と結婚させられるという風習をもつ処もある。アルゴンクインインディアン (Algonquians) やヒューロンインディアン (Hurons) の間では、毎年三月の半ば頃、曳網漁が始まると、その網を六才か七才の二人の少女と結婚させる儀礼が催された。この結婚式には、曳網が二人の少女の間におかれ、*<元気をつけて、うんと魚をとってくれ>* という意味の呪法が行なわれた。この結婚式に、若い花嫁が選ばれるのは、彼女らが確実に処女でなければならなかったからである。この慣習の起源について、次のように伝えられている。或る年、漁期が始まっているのに、どうしても魚がとれなかった。突然網の魂 (soul) が現われて、「俺は妻をなくした。俺の外に男を知らぬ女を求めているがみつからない。お前たちが不漁になっているのはそのためだ。お前たちが私のこの望みを叶えてくれるまでは、決して漁運は運んでやらぬ」といった。そこで、アルゴンクイン人は相談し、これからさき、処女でなかったと難癖をつけようのないほど、若い少女をめあわすことによって、その網の精をなだめようということにしたのである。彼らは、その通りに計らった。それからというものは、漁は望み通りになったというのである。このことはすぐ、お隣のヒューロン人にかぎつけられ、彼らもこの慣習を採用したのである。その年に、網の花嫁になった二人の少女の家族には、必ず漁の分前が与えられた (ibid. pp. 144).

右の諸例を参考にしながら、日本の漁民の間にみられる風習を総合すれば、我々の遠い先祖は、女性を *<恩威二様の神秘的力>* の持主として扱ってきたようである。常に存在する静止 (ever present quiet) を特色とし、平凡・単調な生活の繰り返しを常態としていた我々の遠い先祖は、日常生活の反復・持続の過程で見聞体験し、熟知精通している事柄と異なった事態の発生、すなわち、変化の発生には、きわめて鋭敏であった。日蝕・月蝕・洪水・旱魃・地震・噴火などの自然現象に属する変化、死亡・病氣・怪我などの人事に属する変化、豊漁・凶作などの生産に属する変化、未知・未熟な地域への移動、未知・未熟な他所者の出現、海上遭難者の漂流、水死体の発見、動物の異様な啼き声、異様な動物の予期せざる場所への出現、植物の異様な成長、常緑樹の枯死、夢見、異様な事物の発生・発見、その他、些末な変化の発生にいたるまで、これに異常な関心を示し、かつ、これを不安・恐怖の対象として扱うのが常であった。従って、*<あらゆる類似は反復に基づく>* (Toutes les similitudes sont due à des répétitions) といわれるように (Gabriel Tarde, Les lois de l'imitation, 1907. 風早八十二訳・28頁)、女性だけがもつ特異な生理現象の変化、つまり、月経・妊娠・出産などの生理的变化を無視・看却することがなかったのは当然といえよう。

月経時の女性や産婦は、太陽をみること、道を歩くこと、人に接すること、物にふれることをタブーとされ、一定期間、特定の場所で隔離生活を行なうのが通例であった。この種の慣行

女性と船

は、(一)月経・出産時の血や汚物そのものが、生命あるものを破壊する不浄物であると見做す、(二)このような変化の起し手である月経時の女性や産婦それ自身を、神秘的な力の持主、ないしは、人間や事物に災難・危害をもたらす呪力の持主として恐れる、などの発想に基づいており、我々の遠い先祖が、その生活の反復・持続の過程で習得した、生活の知恵の所産である。他面、船玉の神体が女神であったり、船の守護神が聖母マリア像であったり、更に又、月経前の少女や妊婦が、神事に参与する事例などで理解されるように、(一)女性は多産・多獲をもたらす、(二)海上危難を防止する神秘的力の持主として、漁民に畏敬・神聖視されることもあった。このように、我々の遠い先祖が、女性に〈恩威二様の神秘的力〉の存在を認めたのは、女性が単に、自然・人事・事物に恩恵・幸福をもたらすだけでなく、災難・危害をもたらすこともあるとみなしたからに外ならない。この恩威の二様性は、フレーザーが指摘しているように (ibid. pp.607)、それぞれ独立した性格でもなければ、別異な次元から発現するものでもない。女性が具有すると思われる神秘的な力の異なった発現にすぎない。この神秘的力そのものは、善でもなければ悪でもない。生命あるものを破壊する危険な存在でもなければ、人間に限りない恩恵・仁慈を施す幸運の象徴であるというわけでもない。女性の扱い方如何によって、女性は恩威二様の神秘的力をもつと見做されたり、神秘的力が恩威二様に作用して、仁慈にもなれば有害にもなると見做されるにすぎない。今日の段階では、女性を神秘的力の持主と見做すこと自体に問題があろう。しかしながら、それかといって、我々の遠い先祖が、(イ)海または自然、(ロ)各種の漁神、(ハ)外来者などに、それぞれ恩威二様の性格の存在を認めてきたと同様、女性だけがもつ特異な生理的变化を重視し、生理的变化と自然・人事・事物の変化とを因果的に把握・理解することによって、生命や財産を保全するてがかりにしていたという、歴史的現実そのものを否定することはできない。

月経時の女性や産婦の隔離生活は、女性の神秘的力に対する不安・恐怖に、その起源を求めることができるとしても、そのみによって、隔離生活の慣行が今日に至るまで、長期間に及んで根強い持続力をもっているともみならず、若干の問題が残る。というのは、初期の段階の隔離生活は、生理的变化の客体としての〈血または汚物それ自体〉が、自然・人事・事物にもたらす災害を防止するためであったとしても、その後の段階において、徐々に、生理的变化の主体としての〈女性自身〉が蒙る精神的・肉体的な苦痛・危険を、軽減・防止するための配慮がなされるようになることが、想定できるからである。私は、その後の段階において（この段階を、今ここで具体的に明示することはできない）、女性の隔離生活が、〈月経時の女性の精神的・肉体的苦痛を軽減する機能〉と、〈出産時の母体を保護する機能〉を併せ果すようになる蓋然性に富む点に注目したい。

少なくとも明治期までの段階において、全国各地に見られた村・部落又は家単位の隔離小屋は、月経や出産に悩む女性の精神的・肉体的苦痛ないし危険を、軽減・防止するために考案・創設された、女性のための〈ささやかな社会福祉施設〉でもあった。そこは女性にとって、激

しい肉体労働や家事労働，それに，わずらわしい家族や世間付き合いから解放されて，気軽に静養できる〈生理日の休憩所〉であり，〈産院〉でもあるという機能を併せ果していたものと思われる。もっとも，月経時の女性や産婦の隔離生活を，生理的变化に悩む女性に対する同情・共感から説明した事例は，容易に見当たらないので，私のこのような議論は，試論の域を出ない。

古代・中世については，私の能力の及べところでないが，少なくとも徳川時代，就中，中期以降末期の村浦では，(一)打続く天災地変や飢饉・悪疫などによる食糧不足，離村・逃散，病人・死亡者の続出，戸数・人口の減少，(二)封建支配者，並びに，それに寄生する中間勢力による抑圧・圧政の激化と，生活の困窮，(三)海上遭難による被害・犠牲，(四)近隣村との漁場紛争による被害・犠牲，などが目立つようになる。それぞれの村浦が，このような異常事態におかれていることが常態になれば，住民は生活の共同の自覚と運命の共同の自覚に基づいて強力に結合し，村浦を単位とする生命・財産の保全を図るようになるのは当然である。しかも，漁業生産技術が低度にしか発達していなかった当時においては，一定数の労働力を確保・維持することが，漁業を持続させるための不可欠条件であった。従って，婦人の労働力も，男子のそれに劣らず，重視されていたであろうことは，想像に難くない。村浦における主幹の労働力の一方の担い手であり，かつまた，次の世代を産み育てるべき年齢層にある若い婦女子において，特に然りであった。ところが，この種の若い婦女子には，(イ)乳・幼児の死亡，(ロ)平素の過労ないし栄養不良と，産後の養生不足による産婦の死亡，(ハ)墮胎による母体の危険，その他による精神的・内体的苦痛・犠牲が多大であった。こうした苦痛・犠牲を伴い易い婦女子を保護して，村浦を単位とする生命・財産を守り抜こうとする集団意志が形成され，かつ，それに基づく具体的措置が講じられるであろうことは，容易に想像できる。村の住民からすれば，生活苦による法度違反の墮胎・間引き行為を隠蔽するためにも，母体の隔離生活は効果的な手段であった。

ところが，少なくとも徳川時代の場合，女性に対する優しいいたわりの感情は，常には表面に出ず，逆に，〈不浄な身〉だから隔離するという，非情・無情が表出し易い社会的状況にあった。これは，封建社会体制下における女性の社会的地位，ないしは，男尊女卑の風潮が，当時の村浦にも浸透していたことに一因がある。これに加えて，この時代は，地方百姓の漁業への本格的進出，据浦・外来漁民の自浦地先海面への進出，自浦下層漁民の独立経営漁家としての進出，その他の契機によって，漁業上の多獲競争が激化する時期でもある。従って，村浦内外の住民には，〈多獲と安全操業〉への意欲と期待が高まり，これにかかわる伝統的な思考や行動の様式が，それぞれの村浦の現実に適合する形で，住民に採択・受容されるようになる。〈多獲・安全操業と結びつく女性神秘説・女性不浄説・遭難縁起説〉にかかわる思考や行動の様式が，根強い持続力をもつ根柢の一端はここにある。漁村における月経時の女性や産婦の隔離生活慣行の持続現象は，たんに，我々の遠い先祖がいただいていた女性神秘説や女性不浄説の盲目的・無批判的踏襲として把握・理解さるべきではあるまい。〈時の流れに即した適応持

女性と船

続過程>にも注目しながら，慎重に吟味・検討されなければなるまい。

※この小論は，漁民の非合理性の一面を扱ったものである。

※多獲・安全操業と女性神秘説・女性不浄説・遭難縁起説の考察は，更に進んで，〈自然の法則〉・〈自然に対する人間の側の働きかけ〉についての考察にまで及ばないと，理解し難い面がある。これについては，紙面の都合で一切割愛した。